

令和7年7月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領」の一部改正のお知らせ

標記について、「建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領」（以下、「実施要領」という。）について、評価事業の適切な執行のため、下記のとおり一部改正を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 第4条（申請者）について

「公共工事標準請負契約約款」の用語に整合させるため、「請負者」から「受注者」に改正

2. 第15条（評価書の有効期間）について

申請者からの要望を受けまして、有効期間の開始日を「評価書の交付の翌日」から「評価書の交付の日」に改正

問い合わせ先

一般社団法人公共建築協会

建築材料等評価部 岩村

電気設備機材等評価部 倉科

機械設備機材等評価部 福井

T E L : 03(3523)0384